

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第69回）議事録

1 日時 令和5年12月27日（水）16：00～16：35

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、浅川 秀之、
荒牧 知子、江崎 浩、大橋 弘、高橋 利枝
（以上7名）

(2) 総務省

小森 卓郎（総務大臣政務官）

<総合通信基盤局>

今川 拓郎（総合通信基盤局長）、

渋谷 闘志彦（総合通信基盤局総務課長）

・電気通信事業部

木村 公彦（電気通信事業部長）、飯村 博之（事業政策課長）、

柳迫 泰宏（事業政策課調査官）、

渡部 祐太（事業政策課市場評価企画官）

(3) 事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

(1) 議決案件

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け諮問第28号】

開 会

○森川部会長　それでは、ただいまから情報通信審議会、第69回電気通信事業政策部会を開催いたします。委員の皆様方、いつもありがとうございます。

本日はウェブ会議にて会議を開催しておりまして、現時点で委員8名中7名の皆様方に御出席いただいております。定足数は満たしております。

オンラインでのウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をいただいた後に御発言のほうをお願いできればと思います。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

本日は、小森総務大臣政務官に御出席をいただいておりますので、まず、御挨拶をお願いできればと思っております。小森総務大臣政務官、よろしくお願いいたします。

○小森総務大臣政務官　よろしくお願いいたします。総務大臣政務官の小森卓郎でございます。開会に当たりまして、一文御挨拶を申し上げます。

電気通信事業政策部会長の森川先生をはじめ、委員の先生方におかれましては、年の瀬、大変お忙しい中、お時間をつくっていただき、御出席いただき、誠にありがとうございます。また、通信政策特別委員会の主査をしていただいております、山内先生におかれましては、本年9月から11回にわたりまして、精力的に議論をリードしていただきまして、誠にありがとうございます。

本日の電気通信事業政策部会でございますが、通信政策特別委員会において、先日取りまとめられました、第一次の報告書について御審議をいただきます。通信政策特別委員会では、多くの事業者も含めた関係者の方々からお話を伺いまして、多角的な視点で御検討をいただきました。我が国、情報通信産業が成長を続けて、国際競争力を強化するために必要な取組について、第一次の報告書として、おまとめをいただいたところであります。

部会の委員の先生方におかれましては、情報通信を取り巻く様々な環境変化も踏まえまして、大所高所から、この報告書につきまして、御意見をいただくことを御期待申し上げます。

冒頭の私からの御挨拶でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森川部会長　　小森政務官、ありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、議決案件、1件でございます。

(1) 議決案件

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け諮問第28号】

○森川部会長　　諮問第28号「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」についての審議をお願いいたします。

それでは、通信政策特別委員会の山内主査から御説明お願いできますでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○山内主査　　承知しました。森川部会長、ありがとうございます。通信政策特別委員会の主査をしております、山内でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

令和5年8月28日付の諮問第28号「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について、これを通信政策特別委員会において、調査検討を行いました。その結果を御報告したいと思います。

まずは、本件に係るこれまでの経緯について御説明いたします。本件は本年8月29日に開催された、第67回電気通信事業政策部会の御審議の中で、通信政策特別委員会を新たに設置して、委員会において調査検討を進めることと、このようにされたところでございます。

9月7日に、この第1回委員会を開催いたしまして、本件について集中的な検討を行ってまいりました。本委員会は事業者等のヒアリングや、あるいは論点整理に係る議論、これを積み重ねまして、この結果、取りまとめられた検討結果を踏まえまして、今般、先ほども御紹介ありましたけれども、お手元の資料69-1-1のとおり、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について、通信政策特別委員会の第一次報告書として取りまとめたところであります。

それでは、報告書の構成について、簡単に御説明をいたします。資料69-1-1、表紙の次のページにございます目次、これを御覧ください。まず、第1章でございます

が、これは検討の経緯及び検討の基本的方向性について述べております。第2章においては、我が国の情報通信インフラの現状、あるいは将来像、電気通信市場の環境の変化、あるいは、それを踏まえた我が国の情報通信産業における国際競争力強化の必要性、こういったところについて、説明しているところであります。第3章におきましては、国際競争力の強化を図る観点から、NTT法の関係規律について検討を行った結果を踏まえまして、今後、総務省において実施すべき事項として、研究の推進責務及び研究成果の普及責務の見直し、これと外国人役員規制の見直し、これを提言しているところでございます。本日は、ここまでの内容を皆様で御議論いただきたいと考えております。

他方、別添においては、当該事項以外の多岐にわたる論点についても、第1章で示しました検討の基本的方向性に基づきまして、引き続き、関係者の意見を幅広く聞きながら、議論を進めていくこととしております。この部分については、委員会において提案募集を行いまして、提案された提案内容を参考にして、今後、議論を深めていきたいと思っております。

なお、報告書の概要については、資料69-1-2にまとめられております。適宜御覧いただければと思います。

それでは、報告書の詳細については、事務局から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○森川部会長 山内先生ありがとうございます。山内先生は、ここで御都合のため、御退席されると伺っております。本当にお忙しい中、11回も、今まで本当にありがとうございます。これからもさらに続くと思いますが、よろしく願いいたします。

○山内主査 よろしく願いします。そちらにも特別委員会の委員の先生方もたくさんいらっしゃいますので、いろいろ御意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

○森川部会長 ありがとうございます、山内主査。

それでは、事務局の飯村事業政策課長からお願いできますか。よろしく願いいたします。

○飯村事業政策課長 事務局でございます。資料69-1-1の第一次報告書について説明をさせていただきます。報告書はポイントに下線を付しておりますので、その部分を中心に説明をさせていただきます。

2ページ目を御覧ください。第1章、はじめにの第1節、検討の経緯でございます。

2023年8月に諮問されまして、この部会の下に通信政策特別委員会を設置し、NTT法の在り方を中心に11回の委員会を開催し、9回にわたるヒアリングを行いながら検討を重ねてきたところでございます。

次のページをお願いします。2ページ目が第2節、検討の方向性でございます。今回の検討では、2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像を整理した上で、電気通信市場の環境変化を踏まえて、その実現のために検討すべき論点を整理いたしました。論点ごとに検討する際には、以下の3つということで、通信政策として確保すべき事項、NTTの経営面で確保すべき事項、それから、制度改正の際に確保すべき事項、この3つの確保を基本といたしました。

1つ目のポツにつきましては、4つに分かれておりまして、(1)が通信サービスが全国に届くということはいわゆるユニバーサルサービスの確保、(2)が低廉で多様なサービスが利用できる公正競争の確保、(3)が国際競争力の確保、(4)が経済安全保障の確保となっております。

2ポツにおきましては、この4つの確保に支障のない範囲内で、NTTに時代に即した自由な経営を確保し、効率的かつ機動的な対応を可能とするということにしております。

3ポツにつきましては、早期の改正と円滑な改正の両立を目指すという形にしております。

そして、この検討の方向性に基づきまして、第一次報告書では、早期に結論が得られたものとして、速やかに実施すべき事項について、第3章で提言するとともに、今後、さらに検討を深めていくべき事項については、別添で論点として整理をしたものでございます。

続きまして、4ページ目でございます。ここが第2章の諸課題でございます。第1節のインフラの将来像の1ポツがインフラの現状でございます。総務省におきましては、今年の4月にインフラ整備計画というものを改定いたしまして、光ファイバーにつきましては、未整備地域の解消と自治体が設置している公設設備の民設移行、モバイルにつきましては、5Gや4Gの整備、それから衛星等の非地上系ネットワーク、いわゆるNTNにつきましては、早期の国内展開等の取組を一層推進するという形にきてございます。

そして、現状につきましては、居住世帯向け光ファイバーについては、世帯カバー率

が99.72%、4Gについては、エリア外の居住人口が約0.6万人、5Gにつきましては、人口カバー率が96.6%の状況でございます。

続きまして、5ページ目でございます。NTNにつきましましては、衛星コンステレーションについて、2022年10月にKDDIがサービスを開始しておりまして、HAPSにつきましましては、2025年度以降のサービス開始が目指されているという状況でございます。

続きまして、7ページ目を御覧ください。7ページ目の2ポツがインフラの将来像でございます。2030年頃には各インフラが、以下の①から③ということで、光ファイバーについては、主たる基盤となる。5Gはその上で展開される。NTNは地上系ネットワークの補完的役割が期待されるといった形で展開されることに加えまして、Beyond 5G、6Gの運用が開始され、これらのインフラが相互に補完されることによって、陸海空、宇宙がシームレスにつながれ、通信カバレッジの拡張と先進的なソリューション、これの実装が進むという形で整理しているものでございます。

続きまして、8ページ目が第2節の市場環境の変化でございます。1985年の通信自由化以降、競争の中心は電話やメタル回線で行われておりました。現在は固定ブロードバンドやモバイルが競争の中心になっておりまして、メタル回線については、老朽化が進んでいる状況でございます。また、端末レイヤーやプラットフォームレイヤーといった下や上のレイヤーから、巨大な事業者がネットワークレイヤーに進出しつつある状況でございます。特に国際競争が熾烈化する中で、国際競争力の確保と経済安定保障の確保、これが一層重要となっているという状況でございます。

続きまして、10ページ目が第3節で、今の市場環境の変化のうち、国際競争力強化の観点について、フォーカスを当てた節となっております。人口減少が進む我が国におきましては、今後、国内市場が大幅に拡大することは、期待しにくい状況でございます。ですので、旺盛な海外需要を取り込むことが、今後の経済成長の鍵となるところでございます。ただ、このために必要な情報通信産業の国際競争力については、我が国は高いとは言えない状況でございますので、旺盛な海外需要について積極的に取り込むためには、国際競争力の強化が喫緊の課題となるところでございます。そして、その実現を図る鍵については、イノベーションの促進にあり、その源泉は積極的な研究開発と、グローバルな視点を持った機動的な事業運営、これにあるという形で整理をしているものでございます。

11ページ目でございます。そのうちの1つ目の研究開発につきましては、GAFAM等の海外の大手の事業者と比較して、下の図にございますように、国内の大手通信事業者の研究開発については、大幅に低い状況でございます。また、グローバルな視点を持った機動的な事業運営に必要なのは、国境を越えた人材登用であるのですが、人材競争力についても、世界人材ランキング等を見ても低い状況にあるというのが我が国の現状でございます。

続きまして、12ページ目を御覧ください。第3章では、速やかに実施すべき事項を整理してございます。先ほど説明をしましたとおり、我が国の情報通信産業において、国際競争力の強化が喫緊の課題となっております。NTTグループにおきましても、NTTデータグループにグローバル事業を統合する組織再編を行うなど、旺盛な海外需要に対応する取組を進めているところでございますが、特にIOWN構想が実現し、ゲームチェンジというものが図られれば、我が国の情報通信産業全体が国際競争力を飛躍的に高める契機になると期待されておりますので、法制度の面からも、その実現に向けた研究開発とか機動的な事業運営等によるイノベーション促進を図ることが必要だという形になってございます。

このため、そういった観点から、NTT法の関係規律について検討を行った結果、この後の第1節と第2節におきましては、研究開発に関する2つの責務、それから第3節におきましては、外国人の役員規制について、速やかに実施すべき事項を整理した上で、第4節におきまして、今後、総務省において実施すべき事項を整理したものでございます。

13ページ目でございます。第1節が研究の推進責務についてでございます。この責務が課された趣旨でございますけれども、これは優れた研究開発能力や技術陣を有しているNTTに対して、技術発展の牽引的役割を担わせるということが目的でございました。これに対しまして、NTTからは、これからも研究開発を推進していく考えであり、法律によって義務づけるものではないという考え方が表明されているところでございます。こういった状況を踏まえた取組の方向性が15ページからでございます。

15ページ目の上のパラグラフにおきましては、NTTの研究開発については、基礎研究からサービス提供の基盤的研究まで一貫したものが可能であるということと、我が国の情報通信関連企業の研究開発費、下の表にございますけれども、この中で比較しても、その額が突出している中で、NTTの研究開発の役割が重要だという形に整理したものと

でございます。そういった重要な役割があるNTTの研究開発につきましては、効果的に行ってもらうことが、我が国の国際競争力の強化を図る観点から必要となるんですが、その際には、NTTが事業面でのニーズを踏まえながら、自らの経営判断によって、その内容を決定した上で行うことが最も効果的であろうという形の中で、今回、推進責務を撤廃することによって、NTTの研究開発が、自らの経営判断に基づいて、その内容を定めるべきであることを明確化できるという観点で、推進責務については撤廃することが適当と整理したものでございます。

ただ、責務が撤廃されますと、短期的利益を追求するアクティビストのような方からの意見などによって、リスクの高い基礎・基盤的研究が後退しないかといった懸念が委員会の複数の委員からも示されたところでございますので、16ページ目でございますように、総務省におきまして、NTTの研究の取組状況について、継続的に検証していくことが適当であり、その結果として、我が国の情報通信産業の研究開発力の確保に重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合には、必要な対応の検討が求められるという形にしております。加えて、研究開発につきましては、NTTだけではなく、産学官全体での促進が必要ということで、NICTの強化に加えて、研究開発機関に対して、必要な委託研究等の予算支援を強化することとか、研究開発投資の促進策等についての検討、これが必要と整理しているものでございます。

続きまして、17ページ目が第2節の研究成果の普及責務の関係でございます。この責務の趣旨としましては、電電公社から技術力を引き継いだNTTが、その研究成果を独占することが適当ではないと、NTT仕様の特注設備などについて、公正な情報開示が必要という観点で課されているものでございます。この責務規定を受けまして、平成9年のNTT再編成時に、当時の郵政省が作成した基本方針、ここにおきましては、NTTの研究成果について公平な条件で、その普及に努めるものとされ、これを受けまして、NTTのほうで再編の実施計画というものを平成11年につくったものの中で、NTTが行う研究成果については、原則開示の運用をするという形になっているものでございます。

現在の原則開示の運用につきましては、経済安全保障の確保、国際競争力の強化等の観点から時代にそぐわないという意見が、NTTに加えて、委員や他事業者の方からも示されたというところでございます。

これを受けた取組の方向性が19ページ目でございます。繰り返しになりますけども、

原則開示の運用につきましては、国際競争力強化の観点からは、海外パートナーとの国際共同研究に支障が生じる。加えて、経済安全保障の観点からは、技術流出を招くなどの課題があるという形の中で、次のパラグラフのネットワーク機器については、20ページ目ですけれども、汎用品が主流を占めていまして、昔のようなNTTの特注品ではなくて、市中技術を元にした製品が多く用いられているということに加えて、競争の主戦場が上位レイヤーに移行していますので、仮にNTTが研究成果を独占したとしても、公正競争上、重大な弊害が生じる可能性は低下しているのではないかと考えています。

こういった観点で、特別委員会のほうから、総務省に対しまして、原則開示の運用については早急に見直しに取り組むべきだということが求められたことを踏まえ、総務省におきましては、先週の22日の特別委員会の第10回会合におきまして、原則開示の運用の見直しについての考え方が報告されましたので、同日をもちまして、原則開示の運用については改められたという状況でございます。加えて、研究成果の普及責務自体についても、その取扱いが委員会では議論されまして、その結果として、研究成果の効果的普及のためには、責務に基づき、国が普及の方法を定めるよりも、NTTが自らの経営判断に基づいて定めた方法によって行うほうが柔軟性が高いだろうということと、普及責務の規定があると、その運用次第では、萎縮効果が生じるのではないかと懸念から、普及責務自体についても撤廃が適当という形で整理がされているところがございます。

21ページ目が外国人役員規制の関係でございます。この規制の趣旨としては、外国からの影響力に対する経営の自主性確保ということで、外国人がNTT持株とNTT東西の取締役または監査役になることが今は一切できないという状況でございます。この点については、今後の国際展開を進めていく上で、支障になり得るとの意見が示されております。

これを受けました、取組の方向性が22ページ目でございます。外国人役員を認めることにつきましては、グローバルかつ多様な観点での経営を可能とし、国際展開のさらなる強化につながるほか、一定割合までであれば、取締役会の議論の活性化、会社経営の安定に資するといった利点があることから、外国人役員規定については緩和が適当とされました。具体的な緩和の在り方につきましては、航空法などの記述を参考に、代表者ではないこと、かつ、役員の3分の1未満であることといった形で緩和することが適

当という形で示されているところがございます。

23ページ目が最後でございますけど、第4節、今後総務省において実施すべき事項でございます。1ポツが法制化等に向けた具体的な作業ということで、早急に結論が得られた下記事項、①の研究の推進責務と普及責務の撤廃、それから外国人役員規制の緩和については、必要な制度整備を速やかに行うことが適当とされました。また、なお書きのその他、早急に見直すべき事項があれば、必要な措置を速やかに講ずることが適当とされているところがございます。

そして、2ポツが上記事項以外、今後、年明け以降に詳細な検討を加えるべき事項につきましては、まずは、時代に即した必要な規律の在り方を先行して検討を進めた上で、それを適切、かつ確実に担保するための法形式については、その後に検討を行うことが求められるという形で整理をされたものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○森川部会長 飯村事業政策課長、ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました御説明につきまして、皆様方から御意見、あるいは御質問等がございましたら、チャットでお知らせいただけますでしょうか。江崎委員、お願いできますか。

○江崎委員 どうもありがとうございます。ビデオが接続できませんので、音声だけで失礼します。

基本的に3つの方向性に関しましては、賛成でございます。ただ、スライドというか、資料6 1-1-2の4ページ、右上の3つ目のところなどの表記が、先ほど説明でも、実はあまり正確にお話しされていないなと思ったところが一番気になっているところで、法律を具体的にどこを変えるのか。それから運用で対応するのか、これは過去と、今までと次でどうなのかというのが曖昧になっているかなというのが気になるところです。

例えば、研究推進責務の撤廃というのは、法律上はこの文章をなくすけども、運用上は、しっかり国が見張りますよという法律ではない形でやるというところが、ここも、小さい字で書かれているのですが、なかなか読み取れないというところですので、こういうところは少し注意していただいて、また、具体的に法律をどのように変えるかというのは次のステップかと思いますが、この点を法律としては変えていき、運用としては、このように変えていくという表現に、より正確にしたほうがいいんじゃないかというの

が、私からの意見でございます。

以上です。

○森川部会長 江崎委員、ありがとうございます。今の点、飯村事業政策課長何かございますか。

○飯村事業政策課長 江崎委員、御指摘ありがとうございます。御指摘のとおり、パワポ概要の3ページの一番上の研究推進責務の撤廃の括弧書きにつきましては、法律上の責務の撤廃がされた後の話を述べていて、真ん中の研究成果の普及責務の撤廃の確保は、普及責務が撤廃される前のことを述べていますので、その点が資料上、不明確であるということについては、御指摘のとおりだと思っています。今後、対外的にも説明する際には、御指摘を踏まえて、工夫してまいりたいと考えております。

以上です。

○森川部会長 江崎委員、よろしいですか。

○江崎委員 江崎ですけど、多くの場合、スライドのほうが流通する度合いが大きいし、いろいろなプレゼンテーション等でもこういうのを使われる場合が多いので、非常に概要のスライドに関しては、気を遣って、正確に間違いがないよう、誤解されないような形にするのが非常に重要だと思います。

○森川部会長 ありがとうございます。これ、報告書は大丈夫なのですよね。報告書は、江崎委員、確認されましたか。されていない、スライドだけですか。

○江崎委員 報告書まで全部読めていないです。

○飯村事業政策課長 よろしいでしょうか、森川部会長。

○森川部会長 もちろんです。

○飯村事業政策課長 報告書におきましては、例えば推進責務については、撤廃を法律でした後に問題が生ずるのではないかということについて、こういった形で対応すべきとしており、法律の責務の撤廃後の対応について記述しているのに対しまして、普及責務につきましては、20ページのところではありますけれども、法律を改正して普及責務を撤廃をする前に、早急に取り組むべき事項として、原則開示の運用を見直すという形としており、ワードの資料上は、普及責務、推進責務のそれぞれ撤廃の前と後という形で識別できるような形で記載しておりますので、その点の紛れはないと考えております。

○森川部会長 飯村事業政策課長、ありがとうございます。江崎委員、貴重なコメントありがとうございました。それでは、荒牧委員、お願いできますか。

○荒牧委員 荒牧です。御説明ありがとうございました。私も今回の3点に関して、全く異存はございません。

3つ目の、外国人役員のところなのですが、これはグローバルビジネスの展開ですとか、従業員のモチベーションという観点から全く異存ございません。

一方で、事前説明のときにも言及しましたが、国籍が外国とか日本とかというのは、それでいい悪いとかという、そういう話ではなくて、本質的には、今後、過度に敵対的な動きがあるかどうかとか、そういったところも重要な問題であると認識しております。そういったことに備えて、重要な通信インフラなどの資産の保全とか、そういったことに対する十分な対策ができた段階で、議決権、今後の議論されるテーマの1つである議決権比率ですとか、それから、合わせて、こういった役員選任のところ、ここは、改めて慎重かつ柔軟なディスカッションが必要かなと個人的には感じております。

本日の3つに関しては、特に、何か異存というのはございません。よろしく申し上げます。

○森川部会長 荒牧委員、ありがとうございます。ほかの皆様方、いかがですか。よろしいですか。特に御意見ないということによろしいでしょうか。

それでは、飯村事業政策課長に質問なのですが、これ、パブコメにこの後かけることになりますが、そのときはスライドのほうも添付するのですか。報告書だけなのですか。

○飯村事業政策課長 パブコメ対象については、第一次報告書というワードの文章になりますので、パワポのほうは直接のパブコメ対象ではございません。

○森川部会長 スライドは出さない。

○飯村事業政策課長 参考として今日はお示ししていますけども、パブコメ対象とはしないということです。

○森川部会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、第一次報告書に関して、パブコメにかけたいと思っております。資料の69-1-1、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方の第一次報告書の別添を除いた部分になりますが、別添を除いた部分を本部会の第一次答申（案）として、第一次答申（案）について、広く国民の皆様から意見を募集するということにさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。よろしいですか。御意見がある場合にはチャッ

トでお知らせいただければと思います。ありがとうございます。

それでは、この案につきまして意見募集することとし、意見募集の期間、あるいは手続などについては、事務局に一任したいと思います。皆様方ありがとうございます。

閉 会

○森川部会長　それでは、以上をもって本日の議題は終了となりますが、全体を通して皆様方から何かございますか。よろしいですか。

それでは、閉会に当たりまして、小森総務大臣政務官からお言葉をいただけると伺っておりますので、小森総務大臣政務官、お願いできますか。

○小森総務大臣政務官　小森でございます。閉会で、御礼の御挨拶をさせていただこうと思います。

部会長の森川先生をはじめ、先生方におかれましては、本日の御審議、誠にありがとうございました。

先ほど議決をいただいたとおり、当政策部会におきまして、第一次答申（案）の意見募集を実施していただくこととなります。この意見募集に寄せられる意見もしっかりと受け止めながら、時代に即した制度の在り方を体現した答申をいただくことを今後も期待をしているところでございます。

その後、情報通信審議会から答申をいただく運びとなりますけれども、これを受けまして、総務省といたしましても、制度的な取組を迅速に行っていく考えでございます。

結びになりますけれども、今後そうしたプロセスも待っているところでございます。部会長の森川先生をはじめまして、委員の先生方、今後も幅広い見地から忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますし、情報通信行政の一層の御指導、御協力をお願いいたしまして、私から御礼をさせていただきます。本当に年の暮れにどうもありがとうございました。

○森川部会長　小森総務大臣政務官ありがとうございました。

そのほか委員の皆様方から何かございますでしょうか。

事務局から何かございますか。

○片山総合通信管理室長　特にございませませんが、パブリックコメントの手続を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○森川部会長　　ありがとうございます。

それでは、本日の会議、これにて終了とさせていただきます。次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局から改めて御連絡いただけるということでございます。

それでは、以上で閉会といたします。皆様よいお年をお迎えくださいませ。ありがとうございました。